



きらぼしライフデザイン証券



## 取引の種類について

### 外国取引(現地委託取引)

当社へ注文を出し、海外の取引所に直接注文を出す方法です。



#### メリット

- 米国市場での直接取引ができる。
- 国内店頭取引と比べて、コスト(手数料等)が割安になる。

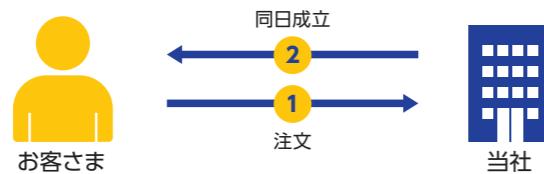
#### ご留意事項

- 日米の時差があるため、米国市場での約定や受渡金額の確認、為替レートの確定が翌営業日になる。
- 売買が成立しないことがある。
- 米国市場における規制等により、取引が制限される場合がある。

### 国内店頭取引

お客さまと当社との間で売買が行われる取引です。

外国市場の株価を基準にし、手数料相当額込みの値段で価格が提示されます。



#### メリット

- 最終精算金額を確認して売買ができる。(約定と同時に受渡金額が確定)
- 市場を通さないため、速やかな約定が可能

#### ご留意事項

- 当社の在庫状況等により取引可能な銘柄・価格・数量に制限がある。
- 外国取引(現地委託取引)と比べて、コスト(手数料等)が割高になる。

## 手数料について

### 外国取引[現地委託取引]

国内取次手数料+現地委託手数料等がかかります。

[ 国内取次手数料(税込) ]

国内取次手数料は、海外精算代金により手数料率が異なります。

国内取次手数料 [段階手数料(円ベース)]		基本手数料
海外精算代金 (円換算後) ※1		海外精算代金の 1.430%
100万円以下		海外精算代金の 1.045% + 3,850 円
100万円超 300万円以下		海外精算代金の 0.880% + 8,800 円
300万円超 500万円以下		海外精算代金の 0.770% + 14,300 円
500万円超 1,000万円以下		海外精算代金の 0.605% + 30,800 円
1,000万円超 3,000万円以下		海外精算代金の 0.275% +129,800 円
3,000万円超 5,000万円以下		海外精算代金の 0.110% +212,300 円
5,000万円超		

[ 現地委託手数料等 ]

現地委託手数料等は、市場、買付・売付の別他、約定代金によって異なります。

現地委託手数料等※2



外国金融商品市場における委託手数料および公租公課その他の諸費用(売却時のみ別途米国現地証券取引所手数料がかかります)が発生します。

※1 海外精算代金とは、現地約定代金(約定価格×約定数量)に現地委託手数料等を加減したものです。

※2 当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。

### 国内店頭取引

必要な手数料等は取引価格(売買価格)に含まれるため、別途お支払いいただく手数料はございません。なお、売買価格は直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で算出した価格を仲値とし、仲値に2.5%程度上乗せした価格をお客さまの買付価格、2.5%程度差引いた価格をお客さまの売付価格とし、買付、売付ともに国内店頭取引で取引した場合のお客さまが負担する手数料相当は合計で5.0%程度となります。

- 取引価格(売買価格)は、市況の急変、その他の事情により予告なく変更する場合があります。また、国内店頭取引の売買を停止する場合があります。

### 為替手数料

当社が決定する基準為替レートに、下表の為替スプレッドを加味した為替レートを適用いたします。

- 円貨と外貨を交換する場合の手数料で交換の都度がかかります。
- 為替レートは、市況により変動いたしますので、詳しくは当社営業員もしくはフリーダイヤル(0120-166-111 平日8:40~16:50)までお問い合わせください。

通貨	10万米ドル未満	10万米ドル以上100万米ドル未満	100万米ドル以上
米ドル	50銭	25銭	10銭

## 取引の流れ(お買付取引の例)

### 外国取引(現地委託取引)

\ STEP /

1

#### 株価、手数料を確認

- 1 買付する銘柄の株価を聞き確認  
 きらぼしライフデザイン証券の営業員もしくはフリーダイヤルへお問い合わせください。

きらぼしライフデザイン証券  
0120-166-111

<受付時間>平日8:40~16:50 土・日・祝休日、12/31~1/3を除く  
 ※株価等のお問い合わせは平日11:00~15:00となりますのでご注意ください。

- 2 価格(指値※注)と株数を決定
- 3 手数料:国内取次手数料+現地委託手数料等(手数料については2ページをご覧ください)
- 4 円貨、外貨の概算精算金額のご確認

\ STEP /

2

#### 決済通貨を選択

- 円資金による買付にあたって、当社所定の為替適用レートには、取引される金額に応じた為替スプレッドが設定されています。(為替手数料については2ページをご覧ください)
- なお、最終的な精算金額は、発注当日の為替レートではなく、約定日(=発注日の翌営業日)の為替レートを適用、決定されます。
- 外国株式を買付する際に必要な外貨をすでにお持ちの場合は、保有する外貨から購入できます。

\ STEP /

3

#### 発注

右記の①~⑦  
をお客さまに  
伺います。

- |                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| ① 取引の種類<br>【外国取引(現地委託取引)】または【国内店頭取引】 | ④ 数量               |
| ② 銘柄                                 | ⑤ 価格(指値※注)         |
| ③ 買付または売付の区別                         | ⑥ 決済通貨(円貨または外貨)    |
|                                      | ⑦ 税区分(特定口座または一般口座) |

なお、ご注文時には、あらかじめ当該ご注文にかかる代金の全部、有価証券の全部(前受金等)を当社口座にお預けいただく必要がございます。したがって、円資金でお買付の場合、約定日(=発注日の翌営業日)の為替レートで精算金額が確定します。発注時点では当社口座に十分な(余裕のある)金額をご用意いただきますようお願いいたします。

\ STEP /

4

#### 約定(取引成立の場合)

- 約定のご連絡は発注日の翌営業日(=約定日)にいたします。円資金でお買付の場合、約定日における当社所定の為替レートを適用し、精算金額が決定されます。受渡日は約定日から起算して3営業日  
 ※価格が上昇した場合など、約定がつかない=購入できない場合もあります。

(※注)外国取引(現地委託取引)で、お客さまの売付の場合は、「成行」もお受けいたします。

### 国内店頭取引

\ STEP /

1

#### 「外国証券情報」で買付する銘柄の企業情報を確認

- 当社ホームページでご確認いただけます。<https://www.kiraboshi-ld-sec.co.jp/products/fstocks/>
- 外国証券情報には、「本店所在地」「設立年」「決算期」「事業内容」「株価の推移」等が掲載されています。

\ STEP /

2

#### 店頭取引価格を確認

- 1 買付する銘柄の当社が提示する店頭取引価格を聞き確認  
 きらぼしライフデザイン証券の営業員もしくはフリーダイヤルへお問い合わせください。

きらぼしライフデザイン証券  
0120-166-111

<受付時間>平日8:40~16:50 土・日・祝休日、12/31~1/3を除く  
 ※株価等のお問い合わせは平日11:00~15:00となりますのでご注意ください。

- 2 株数を決定
- 3 円貨・外貨の概算精算金額のご確認(手数料については2ページをご覧ください)

\ STEP /

3

#### 決済通貨を選択

- 円資金による買付にあたって、当社所定の為替適用レートには、取引される金額に応じた為替スプレッドが設定されています。(為替手数料については2ページをご覧ください)
- 外国株式を購入する際に必要な外貨をすでにお持ちの場合は、保有する外貨から購入できます。

\ STEP /

4

#### 発注

右記の①~⑦  
をお客さまに  
伺います。

- |                                      |                     |
|--------------------------------------|---------------------|
| ① 取引の種類<br>【外国取引(現地委託取引)】または【国内店頭取引】 | ④ 数量                |
| ② 銘柄                                 | ⑤ 価格(当社が提示する店頭取引価格) |
| ③ 買付または売付の区別                         | ⑥ 決済通貨(円貨または外貨)     |
|                                      | ⑦ 税区分(特定口座または一般口座)  |

なお、ご注文時には、あらかじめ当該ご注文にかかる代金の全部、有価証券の全部(前受金等)を当社口座にお預けいただく必要がございます。

\ STEP /

5

#### 約定

受渡日は約定日から起算して3営業日

## 1 口座の開設

「証券総合サービス約款集」「契約締結前交付書面集」を当社よりお受け取りのうえ、「証券総合サービス申込書」(個人)、または「総合取引口座申込書」(法人)をご提出ください。外国証券口座管理手数料は無料です。

## 2 取引の種類

外国取引(現地委託取引)	当社が取次ぎをし、海外市場で売買します。
国内店頭取引	当社と相対で売買します。 ※発注前に約定価格と為替レートがわかります。

## 3 取扱市場

北米	ニューヨーク、ナスダック
----	--------------

## 4 外国証券情報の交付

国内店頭取引により外国株式をお買い付けになる場合(金商法に基づく開示が行われている銘柄を除く)、事前または同時にお客さまに「外国証券情報」を交付します。「外国証券情報」にはその発行企業や株式に関する情報の要約が記載されています。「外国証券情報」の提供は、お客さまに同意をいただいたうえで、当社ホームページに公表する方法により行います。

## 5 発注方法

① 売買単位	当社所定の売買単位にて発注いただきます。
② 最低購入代金	1万米ドル
③ 注文事項	「取引の種類」「銘柄」「買付/売付」「価格」「株数」「決済通貨」を明確にご提示ください。
④ 注文価格	外国取引(現地委託取引)の場合、指値または成行 <sup>(※)</sup> 国内店頭取引の場合、当社が提示する取引価格 (※)売付の場合のみ、お受けします。
⑤ 注文の有効期限	当日限りです。

## 6 注文受付時間

① 外国取引(現地委託取引)	米国株式 11時00分～15時00分
② 国内店頭取引	米国株式 11時00分～15時00分

## 7 決済について

① 約定日	外国取引(現地委託取引)は発注日の翌営業日 国内店頭取引は発注当日
② 受渡日	約定日から起算して3営業日
③ 決済通貨	円貨または外貨
④ 為替レート	円貨決済の場合は上記約定日における当社所定の為替レートを適用

## 8 株券の保護預り

買付後の株券は海外の保管銀行で保管されます。  
外国証券の口座管理料は無料です。  
国内の外国株式取扱証券会社間での移管もできます(当社取扱銘柄のみお受けします)。

## 9 譲渡益、配当金の税金

- 譲渡益は申告分離課税(税率20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%))の対象です。
- 配当金は、原則海外での配当支払時に外国税額が源泉徴収され、外国税額徴収後の金額に対して20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税額が国内で源泉徴収されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座の場合、原則として確定申告は不要です。  
※外国株式の課税については7、8ページをご覧ください。

## 外国株式の課税【個人】

- 外国株式の売買損益および配当等にかかる課税は、原則国内株式と同様の取扱いとなります。また、特定口座の利用が可能です。
- 外貨決済による売買や配当に対する外国税額の源泉徴収など、外国株式特有の取扱いがあります。
- 当社は、外国株式では「NISA(少額投資非課税制度)」はお取り扱いしておりません。

1

### 譲渡益課税 制度概要

- 上場株式等の譲渡所得等に係る申告分離課税
- 税率:20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)
- 特定口座での取り扱いができます。
- 譲渡益課税はすべて円貨により行われます。

### 外貨決済の場合の取扱い

取得時

取得時の為替レートTTS(対顧客電信売相場)で円換算した金額が取得価額となります。  
[ 取得価額=外貨買付代金×取得時のTTS ]

売却時

売却時の為替レートTTB(対顧客電信買相場)で円換算した金額が売却価額となります。  
[ 売却価額=外貨売却代金×売却時のTTB ]

### 特定口座での取扱い

- 外貨決済により売買した場合でも、取得価額や売却損益は円貨により管理されます。
- 特定口座「源泉徴収あり」の場合、源泉徴収および還付はすべて円貨により行われます。

※確定申告することにより、配偶者控除等の各種所得控除や国民健康保険料等の計算、高齢者の医療費負担割合等に影響が出る場合があります。

2

### 配当課税 制度概要

- 国内源泉徴収:20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)  
※別途、海外での配当支払時に現地での外国税額が源泉徴収されます。
- 特定口座での取り扱いができます。  
特定口座へ受け入れた配当金は、特定口座内の譲渡損失と損益通算することができます。
- 確定申告する場合、申告する配当等について以下のいずれかを選択します。
  - ① 総合課税  
他の総合課税の所得と合算して累進税率が適用されます。外国株式の配当金の場合、配当控除の適用はありません。
  - ② 申告分離課税  
上場株式等(特定公社債等を含む)の譲渡損失および繰越譲渡損失との損益通算が可能です。通算しきれない配当所得は他の所得と分離して一定の税率が適用されます。  
税率:20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)

### 海外での外国税額の源泉徴収について

原則、海外での配当支払時に外国税額が源泉徴収されます。  
外国税額徴収後の金額が、国内源泉徴収の課税対象金額となります。

- 海外配当支払時 ▶ 外国税額の源泉徴収
- 国内配当支払時 ▶ 国内税額の源泉徴収  
(外国税額控除後の金額 × 20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%))

### 外国税額の源泉徴収税率

租税条約が締結されている時は、その条約が定める税率により各国で源泉徴収されます。

- 外国税額の源泉徴収税率:一般的には15%(ただし、米国:10%)

- 国内源泉徴収税額の取扱い  
(上場株式等の配当等と譲渡損失の損益通算の適用)

外国株式の配当金は、申告分離課税を選択し確定申告することで上場株式等(特定公社債等を含む)の譲渡損失および繰越譲渡損失と損益通算し、国内源泉徴収税額の還付を受けることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)へ受け入れる配当金については、特定口座内の譲渡損益が年間で損失となった場合、損益通算され国内源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- 外国源泉徴収税額の取扱い  
(外国税額控除の適用)

確定申告し「外国税額控除」の適用を受けることにより、一定の要件のもと、外国源泉税額の金額を国内所得税額等から控除することができます。

### 海外で源泉徴収された外国税額の金額は、以下の書類に記載されています。

- 特定口座(源泉徴収口座)へ受け入れた配当金の場合:特定口座年間取引報告書
- その他の配当金の場合:配当等の支払通知書

※確定申告することにより、配偶者控除等の各種所得控除や国民健康保険料等の計算、高齢者の医療費負担割合等に影響が出る場合があります。

当資料は、2022年3月現在の制度等を基に作成しており、将来税制改正等により内容が変更される場合があります。詳細は所轄の税務署または税理士等の専門家へご相談くださいますようお願いいたします。

## 金融商品にかかる手数料等およびリスクについて

- ・ きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、きらぼしライフデザイン証券が元本を保証するものでもありません。
- ・ きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品は、投資元本・利回り・配当が保証されている商品ではありません。また、金利・為替・株式市場等の変動や、有価証券の発行者の信用状況または財産状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。お取引による損失は、お客さまご自身に帰属しますので、お取引は、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。
- ・ きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象ではありません。
- ・ きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品へご投資いただく際には、各商品ごとに所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.21%[税込](ただし、上限金額は275,000円)・最低2,750円[税込]の売買手数料、外国株式の現地委託取引の場合は現地委託手数料、現地諸費用および国内取次手数料(精算代金に対して最大1.43%[税込]))をご負担いただきます。当社取扱いの投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料[購入時手数料(申込金額の最大3.30%)+信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.42%)+信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.50%)]等がかかります。また、これらの手数料等とは別に監査報酬、有価証券売買手数料などのその他費用等(運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを合算した金額となります。ただし、お申込日前営業日の総合取引口座(円預り金を含む)における預り資産残高(当社所定の計算による時価評価残高)が1,000万円以上のお客さまについては、投資信託購入手数料を購入金額、取引形態にかかわらず実質無料とします。(オンラインサービスでの取引の場合、一旦手数料をいただきますが、翌月末までに税込手数料相当分を総合取引口座にキャッシュバックします。キャッシュバックは課税の対象となり、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署などへご確認ください。対面取引の場合、購入手数料はいただきません。)お客さまにご負担いただく手数料などの合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。また、外国株式にかかる現地委託手数料および現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、外国株式や債券を当社との相対取引によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 商品ごとに手数料およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前書面、目論見書等をよくご確認ください。

